

公立大学法人広島市立大学職員住宅規程

平成22年4月1日

規程第56号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「就業規則」という。）第52条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）が職員に貸与する住宅の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 就業規則第2条第1項に規定する職員（ただし、広島市から派遣された職員は除く。）をいう。
- (2) 住宅 法人の事務事業の円滑な運営に資するため、職員及び主としてその職員の収入により生計を維持する者を居住させるため、法人が設置し、又は借り上げた住宅及びこれに附帯する工作物その他の施設（これらの用に供する土地を含む）をいう。
- (3) 自動車保管場所 住宅に入居する職員が所有し、又は使用する自動車を保管するための場所として法人が設置し、又は指定する場所をいう。

(使用資格)

第3条 住宅又は住宅及び自動車保管場所（以下「住宅等」という。）の貸与を受け、使用することができる者は、職員とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要であると認めたときは、職員以外の者に住宅等を貸与し、使用させることができる。

(使用申込み)

第4条 住宅等の貸与を希望する者は、広島市立大学職員住宅使用申込書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第5条 理事長は、前条の規定による使用申込みが適当であると認められるときは、広島市立大学職員住宅使用承認書を交付するものとする。

(使用料)

第6条 住宅等の使用料（以下「使用料」という。）の算定については、公立大学法人広島市立大学職員住宅使用料規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第57号）の定めるところによる。

2 住宅等の使用者（以下「使用者」という。）は、当月分の使用料を、当月25日までに納入しなければならない。

3 前項の規定により定められた納入期限が、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に該当するときは、同項の規定にかかわらず、その日後において、その日に最も近い休日等でない日を納入期限とする。

4 住宅等の使用が1月に満たないときは、その月の使用料は、現に住宅等を使用した日数による日割計算によって徴収する。

（使用者の義務）

第7条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、その使用に係る住宅等を正常な状態に維持し、使用しなければならない。

2 使用者は、住宅等の全部又は一部を第三者に転貸し、又は居住の用以外の用に供してはならない。

3 使用者は、住宅等の増改築、模様替えその他の工事を行ってはならない。ただし、軽易な工事であって理事長の承認を得たものについては、この限りでない。

4 使用者は、その責めに帰すべき事由により、その使用に係る住宅等を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（費用負担）

第8条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び電話の使用料

(2) 清掃及び汚物の処理に要する費用

(3) 障子及びふすまの張り替え、ガラスのはめ替え等に要する費用

(4) 前3号に定めるもののほか、法人において負担することが相当と認められるもの以外の修繕に要する費用

（使用の取消し）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、使用承認を直ちに取り消すものとする。

- (1) 使用者が、この規程に違反したとき。
- (2) 使用者が、自己住宅の取得その他の事由により、住宅等の使用を必要としなくなったとき。
- (3) 法人において、住宅等を廃止する必要が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めたとき。

(住宅等の明渡し)

第10条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間内にその使用に係る住宅等を明け渡ししなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- (1) 職員としての資格がなくなったとき 資格がなくなった日から20日以内
- (2) 死亡したとき 死亡の日から50日以内
- (3) その他の事由で明け渡しを命ぜられたとき 命ぜられた日から30日以内

(住宅等の返還)

第11条 使用者は、住宅等を返還しようとするときは、返還しようとする日の10日前までに、広島市立大学職員住宅退去届を理事長に提出し、その検査を受けなければならない。

- 2 使用者は、前項の検査の日までに住宅等を原状に回復しておかなければならない。

(住宅台帳)

第12条 理事長は、広島市立大学職員住宅台帳を備え、住宅の維持及び管理に関して必要な事項を記載しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、手続書類の様式その他この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に広島市職員住宅貸与規則（昭和26年広島市規則第89号）第10条の規定による許可を受けて住宅等を使用している者は、第5条に規定する承認を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程による様式第1号から様式第4号までの様式は、前項の施行日において、改正後の第13条の規定に基づき定めたものとみなす。